

1、廿三日因る謝辭の件了りて謝辭の証書する餘與なき事
入の件了りての証書を提出したる事。

爐 風 害

謝の証書、賞金支拂日の不詳致事等事、六月二十四日謝
の事、一日の賞金（一願非能答謝）指與の當り正論に不詳
の事、此の謝辭の件了りて謝辭の証書、後災起りて謝
同盟此の謝辭の件了りての事。

一、
入夫の件、謝辭の件了りて謝辭の証書、
黒神樂友會、黒神樂友會、黒神樂友會、
入夫の件、謝辭の件了りて謝辭の証書、
黒神樂友會、黒神樂友會、黒神樂友會、

謝辭の証書
黒神樂友會

法財團
協調會福岡出張所

と

- 2、稼働賞金は五錢以下の端数を切り捨てることなく請負賞金
額を支給すること
- 3、賞金は参日目毎に正確に支拂ふこと
- 4、稼働高は毎日發表すること

昭和十年六月二十四日

從業員代表 松下 善市 外二名
 總同盟九聯代表 元坂 順次 外一名

追而、^{右の件}内容は明六月二十五日正午現場事務所に於て行はれ度
 右要求に對し双方撤回折衝の結果請負人は大体に於て之れを
 容認することとなつたので、從業員一同は之れを動機に九聯
 所屬の組合を結成するに至つたのである。